				/X/11-0E1	1917111日記日171加俄女仏			
協議項	頁 目	24-12 各種福	証制度の取扱い		関係項目			
調整	方 針	(1) 障害者 17年度 (2) 障害者 基準とし ただし 合併時に	制度については、次のと 計画・高齢者保健福祉計)に策定する。 福祉・高齢者福祉・児童 、市域全体の均衡を考慮 、介護慰労金支給事業、 渋川市の例により統一す 児童手当・児童扶養手当	画については、渋川市の 福祉の各制度については し、新市において調整す 放老祝金支給事業及び長 る。	は、現行の実施方法を ⁻ る。 寿者顕彰については、	(1) 生活保護に関す	こ係る災害援助・災害見	調整する。 川市の例により実施する。 舞金及び災害弔慰金については、渋
			現		況			調整理由・課題
1 障害者計	画							1-(1)
細項目	渋	川市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤城村	北 橘 村	【11111111111111111111111111111111111111
	│ 画的な抽 │・計画期間	施策の総合的、計 5年度~19年度)	未策定	策定予定なし	策定予定なし	15 年度策定中(3月まで)	未策定	・ 障害者計画は、現在策定しているのが渋川市と赤城村のみであるため、新市において現計画(渋川市)の中間年の見直し時期に合わせて、策定する。・ 高齢者(老人)保健福祉計画の第2期計画は、平成15年から平成19年までの5年間を計画期間とするが、3年後
2 高齢者保	健福祉計画	国				,		の5年間を計画期間とするが、3年後 に見直しを行うため、その際、新たな 計画を策定する。
細項目	渋	川市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤城村	北橘村	
	┃ 的に策況	食事業計画と一体 定し、「渋川市高 建福祉計画」とす	・介護保険事業計画と一体 的に策定し、「伊香保町 高齢者保健福祉計画」と する。	・介護保険事業計画と一体 的に策定し、「小野上村 老人保健福祉計画」とす る。	・介護保険事業計画と一体 的に策定し、「子持村老 人保健福祉計画」とする。	・介護保険事業計画と一体 的に策定し、「赤城村老 人保健福祉計画」とする。	・介護保険事業計画と一体 的に策定し、「北橘村老 人保健福祉計画」とする。	【課題】 ・ 障害者計画については、新市においる各地域の現状の調査、アンケ・ト記
	│・計画期間 │ 第 1 期:平	引: ⁷ 成 12 ~ 16 年度 ⁷ 成 15 ~ 19 年度	・計画期間: 第1期:平成12~16年度 第2期:平成15~19年度	・計画期間: 第1期:平成12~16年度 第2期:平成15~19年度	・計画期間: 第1期:平成12~16年度 第2期:平成15~19年度	・計画期間: 第1期:平成12~16年度 第2期:平成15~19年度	・計画期間: 第1期:平成12~16年度 第2期:平成15~19年度	
	・見直し	:3年ごと	・見直し:3年ごと	・見直し:3年ごと	・見直し:3年ごと	・見直し:3年ごと	・見直し:3年ごと	
		6体制:渋川市高 建福祉推進懇談会						

<u> </u>									L恵合併協議会	H. J		
協議	項目	2	24-12 各和	重福祉制	度の耶	双扱い		関係	河 目			
						現			況			調整理由・課題
【介護慰労	金財政縣	影響額	1									1 (2)
市町村名	É	计	後	í	合 併	前	影響額					│ 1 -(2) │【調整理由】 │ ・ 敬老祝金については、新市になり対
ברניף נישילוי	支給額	人数	合 計	支給額	人数	合 計	沙黄识					■ 象者が増加するため 年齢の節日にお
渋川市	70,000	56	3,920,000	70,000	56	3,920,000	0					いて支給することとする。 ・ 長寿者顕彰については、長寿者が増加傾向にあること、また、渋川市が平成 16 年度から 5 万円に改正すること
伊香保町	70,000	2	140,000	30,000	2	60,000	80,000					成 16 年度から 5 万円に改正すること から、対象者の多い渋川市の例による。
小野上村	70,000	4	280,000	30,000	4	120,000	160,000					
子持村	70,000	25	1,750,000	50,000	25	1,250,000	500,000					┃【課題】 ・ 敬老祝金、長寿者顕彰の額が低下す
赤城村	70,000	52	3,640,000	30,000	52		2,080,000					┃ る町村について、住民の理解を求める ┃ 必要がある。
北橘村	70,000	12	840,000	30,000	12	360,000	480,000					
合 計		152	10,570,000 0 0 円 - 7,2		152	7,270, 000	3,300,000					
= 3,5	300,00		川市		伊 福	香 保 町	小野上村		子 持 村	赤城村	北橘村	
(2) 敬老祝金	80歳以月住い対80人人上祝80 (H90は(H909)	上1しる象歳88、22金歳 11歳 11歳歳歳の日住人者3歳歳、24の、 年、 年、以人現民 20歳歳歳、額85 度95 度95上	5 歳、88 歳、 る人その年の でで記載 でで記載 5 人、90 歳 101 人、90 歳 15 当 720 5 歳、88 歳の 10,000 ほ から5,000 ほ 20,000	90 80 80 85 90 182 182 182 182 182 183 85 90 95 10 95	多~~~~の金~~~~ 89.6点 99.0金~~~~ 89.6点 99.0 99.0 99.0 90.0	無毎年1月1日 歳 100 人 歳 60 人 歳 34 人 歳 9 人 成 9 人 歳 20,000 円 歳 20,000 円 歳 25,000 円	、 85 歳以上 6 ・祝金の額 80 ~ 84 歳 5,00 85 歳以上 7,00 (平成14年度実績)	所の ・対象 名 80 i i i i i i i i i i i i i i i i i i	製以上、基準日に億 ある者 者 ₹~90歳 633人 製上 132人	・受給資格 基準日に75歳以上の者 9月1日に住民票に記載 されている人 ・対象者 75~79歳 744人 80~84歳 459人人 85~89歳 240人人 90~94歳 91人人 95~99歳 19人人 ・祝金の額 75~79歳 3,000円 80~84歳 5,000円 80~84歳 5,000円 85~89歳 7,000円 90~94歳 10,000円 95~99歳 15,000円 95~99歳 15,000円 100~ (平成14年度実績)	・受給資格 80歳以上、100歳到達者 で1年(3年)以上 に居住している者 80~89歳 501人 90歳~ 93人 100歳 0 80~89歳 5,000円 ・祝金の額 80~89歳 5,000円 ・85歳以い 年度内にベスト)を にでいる。 にでいる。 (平成14年度実績)	
(3) 長寿者顕	・祝 ・祝 (H ・実	金 10 [16 年度 績 6 .	きから5万円	者 ・祝 ・ ・実	象者 100 金 10 績 1. 14 年度	人	・対象者 100 歳に達す ・祝金 30 万円 (平成 15 年度~)	・祝詞 10万 ・実績	者 100 歳に達する者 及び慶祝品の贈呈 i円相当 2 人 成 14 年度実績)	・対象者 100 歳到達者 ・祝詞及び慶祝品の贈呈 5万円相当 ・実績 2人 (平成14年度実績)	・対象者 100 歳到達者 ・祝金 30 万円 ・実績 0 人 (平成 14 年度実績)	

24

480,000

720 4,495,000

6

77

120,000

550,000

41

0

250

230,000

H370 2 1 4 2 1									涉	た川地	区市町村	付任意	合併協議	会の部	調整調書	
協	議項	目	24-12	各種花	畐祉制度 <i>0</i>	D取扱	l I				関	係	項目			
						現	ı							況		
【敬老》	祝金支給 作後》	事業財]												
		-	渋川市	1	香保町	小	野上村	=	子持村	ā	赤城村	:	北橘村	6 市町村		
'+	齡 祝金額	人数	小 計	人数	小 計	人数	小 計	人数	小 計	人数	小 計	人数	小 計	人数	合 計	
80	5,000	306	1,530,000	27	135,000	23	115,000	102	510,000	117	585,000	72	360,000	647	3,235,000	
85	5,000	182	910,000	16	80,000	7	35,000	58	290,000	48	240,000	46	230,000	357	1,785,000	
88	5,000	101	505,000	13	65,000	6	30,000	53	265,000	35	175,000	35	175,000	243	1,215,000	
90	10,000	92	920,000	12	120,000	2	20,000	20	200,000	25	250,000	15	150,000	166	1,660,000	
95	10,000	15	150,000	3	30,000	3	30,000	11	110,000	9	90,000	5	50,000	46	460,000	

20,000

985,000

39

1,498

780,000

9,135,000

《合併前》

99以上 20,000

		渋川	市				伊香伊	杲町			小野.	上村			子	·持村			赤坎	成村			北橘	村		6 市町
年	龄	祝金額	人数	小 計	年i	龄	祝金額	人数	小 計	年 齢	祝金額	人数	小 計	年 謝	祝金 名	人数	小 計	年 齢	祝金額	人数	小 計	年 齢	祝金額	人数	小 計	合 計
																		75 ~ 79	3,000	744	2,232,000					2,232,000
80		5,000	306	1,530,000	80 ~ 8	84	10,000	100	1,000,000	80 ~ 84	5,000	88	440,000	80 ~ 89	3,000	633	1,899,000	80 ~ 84	5,000	459	2,295,000	80 ~ 89	5,000	501	2,505,000	9,669,000
85		5,000	182	910,000	85 ~ 3	89	20,000	60	1,200,000	85 ~	7,000	67	469,000					85 ~ 89	7,000	240	1,680,000					4,259,000
88		5,000	101	505,000																						505,000
90		10,000	92	920,000	90 ~ 9	94	25,000	34	850,000					90 ~	5,000	132	660,000	90 ~ 94	10,000	91	910,000	90 ~	10,000	93	930,000	4,270,000
95		10,000	15	150,000	95 ~ 9	99	30,000	9	270,000									95 ~ 99	15,000	19	285,000					705,000
99	以上	20,000	24	480,000	100 ~		50,000	0	0									100 ~	20,000	2	40,000					520,000
	言	t	720	4,495,000		計		203	3,320,000	言	†	155	909,000		計	765	2,559,000	言	t	1,555	7,442,000	言	†	594	3,435,000	22,160,000

1

174

2

40,000

236 1,380,000

120,000

1,495,000

【長寿者顕彰】

	X T / Z						
±™+4⁄2	台	计拼	後	台	计	前	早人 約取 安石
市町村名	支給額	人数	合 計	支給額	人数	合 計	影響額
渋川市	50,000	6	300,000	50,000	6	300,000	0
伊香保町	50,000	1	50,000	100,000	1	100,000	50,000
小野上村	50,000	0	0	300,000	0	0	0
子持村	50,000	2	100,000	100,000	2	200,000	100,000
赤城村	50,000	2	100,000	50,000	2	100,000	0
北橘村	50,000	0	0	300,000	0	0	0
合 計		11	550,000		11	700,000	150,000

(注:渋川市の《合併前》の金額は、比較上、改正後(H16)の額とした。)

^{*}影響額=9,135,000円-22,160,000円=13,025,000円

⁽注:渋川市の《合併前》の金額は、比較上、改正後(H16)の額とした。)

協議項	9 目 24-12 各種福祉	祉制度の取扱い		関係項目			
		現		況			調整理由・課題
4 児童福祉	事業						1 (2)
細項目	渋 川 市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤城村	北 橘 村	(1-(2) 【調整理由】 ・・児童手当、児童扶養手当、特別児童
(1) 児童手当	・受給資格 6歳到達後最後の3月3 1日までの間にある児童) (義務育就学前の児童) の養育者で、所得額が 定未なる)で表 選当分 ・第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 第3子 10,000円 ・延久大変 26,898 人 (対象児童数:約2,241人) ・給付額:152,535千円 (平成14年度実績)	・受給資格 6歳までの間にある児童) (義務育者での間にある児童) の養育が、所得を を表満で、大養者で表 を表満で、大養を となるので、大養を となるので、大養を といるのでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ののでで、 ・大久ののでで、大久ので、 ・大久ののでで、大久ので、 ・大久ののでで、大久ので、 ・大久ので、大久ので、 ・大久ので、大久ので、 ・大久ので、大久ので、 ・大り、 ・大り、 ・大り、 ・大り、 ・大り、 ・大り、 ・大り、 ・大り	・受給資格 6歳到達後最後の3月3 1日までの間にある児童 (義務教育就学前の児童) の養育者で、所得額が一 定未満の者 ・手当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・延べ人数:1,029人 (対象児童数:約86人) ・給付額:5,965千円 (平成14年度実績)	・受給資格 6歳到達後最後の3月3 1日までの間にある児童 (義務教育就学前の児童) の養育者で、所得額より で表満(扶養 異当の額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 ・延外児童数: 6,083人 (対針額: 35,455千円 (平成14年度実績)	・受給資格 6歳到達後最初の3月3 1日間での間にある児童 (義務育可の児童) の養育者で、扶養の額 で額額(大養の額) で額を表する。 ・第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 第3子 10,000円 ・延久人数:6,301人 (対象児童数:約525人) ・給付額:38,200千円 (平成14年度実績)	・受給資格 6歳到達後最後の3月3 1日までの間にある児童 (義務教育就学前の児童) の養育者で、所得額より で未満(大養 異なの額(月額) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子 10,000円 第3子 10,000円 第4子 10,000円 第4子 10,000円 第5子 10,	大震子当、大角が大皇 扶養手当は、国の制度であり、全ての 市町村で実施しているため。 【課題】 ・ 受付窓口が複数になると支給管理が 困難となるため、検討が必要である。
(2) 児童扶養 手当	・補助率:国 3/4、市 1/4 父母の離婚等により、父 親と生計を同じくしてい ない児童を監護、または 養育している母子家庭等 の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の増進を 図るもの	・補助率:国 3/4、県 1/4 父母の離婚等により、父 親と生計を同じくしてい ない児童を監護、または 養育している母子家庭等 の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の増進を 図るもの	・補助率:国 3/4、県 1/4 父母の離婚等により、父 親と生計を同じくしてい ない児童を監護、または 養育している母子家庭等 の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の増進を 図るもの	・補助率:国 3/4、県 1/4 父母の離婚等により、父 親と生計を同じくしてい ない児童を監護、または 養育している母子家庭等 の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の増進を 図るもの	・補助率:国 3/4、県 1/4 父母の離婚等により、父 親と生計を同じくしてい ない児童を監護、または 養育している母子家庭等 の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の増進を 図るもの	・補助率:国 3/4、県 1/4 父母の離婚等により、父 親と生計を同じくしてい ない児童を監護、または 養育している母子家庭等 の生活の安定と自立を助 け、児童の福祉の増進を 図るもの	
	・受給資格 指定条件にあてはまる 「18歳に達す3日ましる の最である児童」を監護 の間にある児童」を監が してその児童を育して さる者に所得に応 給する。	・受給資格 指定条件にあてはまる 「18歳に達する日以後 の最初の3月31日まご の間にある児童」を監 してある現で りてその児童を 育で いる者に に いる者に に が で が で が で が で が で が で が で が で が で	・受給資格 指定条件にあてはまる 「18歳に達する日以後 の最初の3月31を監護 の間にある児童」を監護 してその児童を育してその児童を いる者に所得に応じて支 給する。	・受給資格 指定条件にあてはまる 「18条件に達する日 の最に達する日の間にある日まで の間にある児童してを してその児童にかして いる者に所得に応 給する。	・受給資格 指定条件にあする日まる 「18歳に達す3日まで の最初の3月31」を監護 の間にいるる児童や登育してその児童にのの間にる日まで してそのにがして いる者に所得に応 給する。	・受給資格 指定条件にあてはまる 「18歳に達する日の最初の3月31日を の間にある児童」を監護 している母親や母育してその児童を続して いる者に所得に応じて 給する。	
	・手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じ て算出)	・手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じて算出)	・手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じ て算出)	・手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じ て算出)	・手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じ て算出)	・手当の額(月額) 全額支給(所得制限有) 児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 一部支給(所得額に応じ て算出)	
	児童 1 人 10,000 ~ 42,360 円 児童 2 人 15,000 ~ 47,360 円 3 人以上は、1 人につき 3,000 円ずつ加算	児童 1 人 10,000 ~ 42,360 円 児童 2 人 15,000 ~ 47,360 円 3 人以上は、1 人につき 3,000 円ずつ加算	児童 1 人 10,000 ~ 42,360 円 児童 2 人 15,000 ~ 47,360 円 3 人以上は、1 人につき 3,000 円ずつ加算	児童 1 人 10,000 ~ 42,360 円 児童 2 人 15,000 ~ 47,360 円 3 人以上は、1 人につき 3,000 円ずつ加算	児童 1 人 10,000 ~ 42,360 円 児童 2 人 15,000 ~ 47,360 円 3 人以上は、1 人につき 3,000 円ずつ加算	児童 1 人 10,000 ~ 42,360 円 児童 2 人 15,000 ~ 47,360 円 3 人以上は、1 人につき 3,000 円ずつ加算	
	・受給者数:299人 ・給付額:47,920,600円 (H14 年 8 月より権限委 譲の為、平成14 年 8 ~ 12 月の4 ヶ月の給付実 績のみ)	・受給者数:40 人 ・県給付額:13,147,390 円 (平成 14 年度実績)	・受給者数: 2 人 ・県給付額:1,112,880 円 (平成 14 年度実績)	・受給者数:67 人 ・県給付額:24,744,030 円 (平成 14 年度実績)	・受給者数:40 人 ・県給付額:18,873,260 円 (平成 14 年度実績)	・受給者数:30人 ・県給付額: 5,465,730円 (平成14年度実績)	

協議項	1 24-12 各種福	祉制度の取扱い		関係項目			
		現		況			調整理由・課題
細項目	渋 川 市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北橘村	1-(2) 【調整理由】
(3) 特別児童 扶養手当	・精神または身体に障害の ある満20歳未満の児童 を養育している者に支給 する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円 ・受給者数: 39人	・精神または身体に障害の ある満20歳未満の児童 を養育している者に支給 する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円	・精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している者に支給する。 1級 月額 51,550円2級 月額 34,330円	│ ある満20歳未満の児童│	・精神または身体に障害の ある満20歳未満の児童 を養育している者に支給 する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円	・精神または身体に障害の ある満20歳未満の児童 を養育している者に支給 する。 1級 月額 51,550円 2級 月額 34,330円	・ 交通遺児手当、出産祝金、就学援助金、母子家庭等入学祝金については、各市町村独自の事業であり、各々の経緯や実績に配慮すると共に、国の制度等も考慮しながら、合併時までに調整する。
	・延べ件数: 132 件 ・給付額: 23,980,930 円 (平成 14 年度実績)	・延べ件数:21人 ・給付額:3,709,080円 (平成14年度実績)	・延べ件数: 3件 ・給付額:411,960円 (平成14年度実績)	・延べ件数:35件 ・給付額:6,081,030円 (平成14年度実績)	・延べ件数:33 件 ・給付額:5,908,720 円 (平成14 年度実績)	・延べ件数: 18 件 ・給付額: 3,711,600 円 (平成 14 年度実績)	【課題】 ・ 交通遺児手当については、対象を交通遺児だけでなく、労働災害等による
(4) 交通遺児 手当	渋川市交通遺児等手当支 給条例 ・月額:2,000円 ・入学祝金:20,000円 ・受給者数:1人 ・延べ件数:12件 ・給付額:44,000円(H14)						遺児にまで範囲を拡大する一部改正 (平成元.3.27)を行った経緯がある一 方で、交通遺児育英会等の制度との兼 ね合いも含めて検討し、調整する必要 がある。 ・ 出産祝金は、少子化対策及び定住促 進を目的としているが、児童サリー 児医療財政に対する。
(5) 出産祝金		伊条対第保が学、 以 以に を	小野上村出産祝金支給条例・対象 ・対象 出産日以前6ヶ月以上村内に合者で、10人に合者で、10人に い村内に居住する者に支給する が期待できる者に支給する・支給額 児童1につき100,000円 【平成15年4月1日施行】 (15年度予算1,000,000円)		・ 対対		。。 ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・
(6) 就学援助金			小野上村特殊児童生徒就 学援助条例 ・対象 村内に住所を有し、特殊 学校(盲・ろう・養護生校)に就学する児童生徒 に対し、就学援助金を支 給する。 ・支給額 児童生徒1人につき月 1,500円 平成14年度対象者1名				

協議項	頁 目 24-12 各種福	祉制度の取扱い		関係項目			
		現	·	況			調整理由・課題
細項目	渋 川 市	伊 香 保 町	小野上村	子 持 村	赤 城 村	北 橘 村	
(7)母子家庭等 入学祝金	・母子・父子家庭の児童並 びに父母のない児童の小 学校及び中学校入学時に 祝い金を贈る。(市単独) ・支給額 小学校入学:10,000円 中学校入学:20,000円	・母子父子家庭の児童に小 中学校入学・卒業時に記 念品を贈呈 (町社協単独事業)			・母子父子家庭で中学校卒 業時に激励記念品を贈呈	・母子・父子家庭の児童並びに父母のない児童の中学校卒業時に祝い金を贈る。(村単独)・支給額中学校卒業:10,000円・母子・父子家庭の児童並びに父母のない児童の成人時に祝品を贈る。(村単独)・記念品:2,000円相当	
5 その他福	祉事業						
細項目	渋 川 市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北橘村	2【調整理由】 ・ 生活保護に関する事務について 町
(1) 生活保護 関係 【H15.4.1 現在】	・生活保護世帯: 152 世帯 ・保護受給者人員: 192 人 ・保護率: 4.0 パーミル	・生活保護世帯: 14 世帯 ・保護受給者人員:20 人 ・保護率:5.0 パーミル	・生活保護世帯: 3世帯 ・保護受給者人員: 4人 ・保護率:1.9パーミル	・生活保護世帯: 14 世帯 ・保護受給人員: 19 人 ・保護率:1.6 パーミル	・生活保護世帯: 24 世帯 ・保護受給者人員: 39 人 ・保護率: 3.1 パーミル	・生活保護世帯: 15 世帯 ・保護受給者人員: 19 人 ・保護率:1.8 パーミル	2【調整理由】 ・ 生活保護に関する事務について、町村は、渋川保健福祉事務所の所管となっているが、新市においては、新市の福祉事務所の事務となるため、渋川市の側による
	・支給方法:振込又は現金 (窓口)渡し	・支給方法:現金(窓口)渡 し	・支給方法:現金(窓口)渡 し	・支給方法:振込又は現金 (窓口)渡し	・支給方法:振込又は現金 (窓口)渡し	・支給方法:振込又は現金 (窓口)渡し	の例による。 ・ 災害援助、災害見舞金は、渋川市の制度が充実していることから、渋川市
(2) 災害援助、 災害見舞金	・対象 災害救助法適用基準 以下の災害援護(内規) ・支給額 全焼 1 人世帯 30,000 円 2 人世帯以上 50,000 円 半焼 1 人世帯 20,000 円 2 人世帯以上 30,000 円 床上浸水 20,000 円以内 死亡 1人につき 50,000 円以内		・対象 地震・水害・火災その他 不慮の災害によって住宅 又は家財の全部又は一部 を滅失した場合 ・支給額 1件 20,000円	子持に 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	赤城村火災補償条例 ・対象 火災及び風水害により家 屋が災害を受けた場合 ・支給額 最高 200,000 円	北橘村災害見舞金条例 ・対象 固定資産税の課税対象家 屋に災害を受けた場合 ・支給額 最高 200,000 円	の例による。 ・ 災害・慰金については、内容が同様なため、 渋川市の例による。 【課題】 ・ 生活保護事務については、保護台帳、電算システムのデータ等、渋川保健・福祉事務の引き継ぎが必要とも思いて、町村については、の制度が必要とは、らの脱退が必要となる。
(3) 災害弔慰金	渋川市関する条例・対象 ・対象 災害、暴風、、地震規立 ・対象 災害、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	群馬県 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	群兵の ・ 大学 では、 ・ でいる。 ・	群に 神経の 神経の 神経の 神子の 神子の 神子の 神子の 神子の 神子の 神子の 神子	群馬 ()	群馬	

12(1)	地区市町村仕息合併協議会の調整調書	
協 議 項 目 24-12 各種福祉制度の取扱い	関係項目	
現	況	調整理由・課題
【関係法令】 「障害者基本法(抜粋) (障害者基本計画等) 第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の大況等を踏まえ、当該部道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「育ま者」という。)を策定しなければならない。 3 市町村は、障害者基本計画のというででであるときは、障害者基本計画のとび都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画)を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市可村における障害者の状況等を踏まえ、当ま市町村における障害者の必め施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事者者素計画を策定すると認められる者並びに学識経験のない。 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定すると認められる者並びに学識経験のない。 6 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村障害者計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。 7 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。第五項及び前項の規定はで書者上画の変更について準用する。 老人保健法(抜粋)	老人福祉法(抜粋) (市町村老人福祉計画) 第 20 条の8 市町村は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。 2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 1. 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標 2. 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策 3. その他老人福祉事業の量の保保のための方策 3. その他老人福祉事業の量の保保のための方策 3. その他老人福祉事業の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、と担期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たつては、介護保険法第 117 条第 2 項第 1 号に規定する介護統付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護のが介護福祉設サービスに係るものに限る。)を勘案しなければならない。 4 厚生労働大臣は、市町村が第 2 項第 1 号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。 5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。 6 市町村老人福祉計画は、名人保健計等は第 46 条の 18 に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 1 条に規定する市町村之人保健計画との福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。 8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。 9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。	
(市町村老人保健計画) 第46条の18 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画(以下「市町村老人保健計画」という。)を定めるものとする。 2 市町村老人保健計画においては、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関し、機能訓練及び訪問指導について確保すべき事業の量の目標その他必要な事項の目標を定めるものとする。 3 厚生労働大臣は、市町村が前項の目標を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。 4 市町村老人保健計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。 5 市町村老人保健計画は、当該市町村老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。 6 市町村老人保健計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保健事業計画と調和が保たれたものでなければならない7市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。8市町村は、市町村と人保健計画を定め、又は変更しようとするとするときは、あらかじめ、和道府県の意見を聴かなければならない。	介護保険法(抜粋) (市町村介護保険事業計画) 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。(1)各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量込み(2)前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みのでは、次に掲げる事業を関する計画を関する事業とのが、1)を定との力の介護との表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	

		地区市町村任意合併協議会の調整調書 	
協議項目	24-12 各種福祉制度の取扱い	関係項目	
	現	况	調整理由・課題
支4福をす合をの(1/2) (3 (3 重いを 児 支4福をす合をの(1/2) (3 (4)) で、(4) うちによるい準わさをによる昭とじのにくな童なれる、との第、のと 法理児お護育父父父そ項童日父、父る場けがを父児託父るるの生三過三母計童ずし第護かく 扶 件都(す童いし者母ががのののに本又そ若遺合てで経に童さと程。イ計歳し歳にをを又、1し当す 養)道昭るのて、にが死政生他規つ国はのし族、いき過支福れ生度。イ計歳し歳にをを又、1し当す 養)道昭るのて、にが死政生他規つ国はのし族、いき過支福れ生度は同満い満護持護これ又か児も 当 県2村が当つし姻しでが各にてにの額は償の場者てさ法いを障は同満い満護持護これ又か児も 当 県2村が当つし姻しでが各にてにの額は償の場者できに記さと程は同満に表を又、1し当す 第一段 2 村が当つし姻しでが各にてにの額は償の場者でき法いを障にくな童なれる、との第、のと 法 知6長そ該、、をた定明号かは住死に母そ死合のいれ(る同害にくな童なれる、との第、のと 法 明年(の児そ児解児めらに か、所亡つのの亡又養なる昭とじのにくな童なれる、との第、のと 法 明年(2 (3 (4)) が、原亡つのの亡又養なる昭とじのにくな童なれる、との第、のと 法 明本では、第12 (4) で、(5 (4) で、(5 (4)) で、(6) で、(7) で、(7) で、(7) で、(8) で、(8) で、(9	記董(月の初日に生まれた児童については、以下同じ。) (以下同じく) ときさい上の児童であると生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護した。 (大田) と生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護を含む二人以上の児童を監護し、かつ、その生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護を含むに見童を監護し、かった。 (大田) であるときに限る。に当該な人及び母の又にあるともの場合に関するときに限る。 (大田) とは、大田) とさらに、大田) とは、大田) とさらは、大田) とさらは、大田) とさらは、大田) とさらは、大田) には、大田) にはいは、大田) にはいはいは、大田) にはいは、大田) にはいは、大田) にはいは、大田) にはいは、大田) にはいはいはいは、大田) にはいはいはいは、大田) にはいはいはいはいはいい	3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。(1) 日本国内に住所を有しないとき。 (2) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号) 附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢相社年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抜粋) (支給要件) (支給要件) (支給要件) (支給要性) (支給要性) (支給要件) (支給更は、その父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若育する(その障害児と同居して、空心生計を維持することをいう以下同じ、)とさは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(よりにもの産品がいて、当該障害児の生計を維持する者(当該交及が母がいずれも当該障害児の生計を維持する者(当該交及が関係) (支給では、手当は、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	

		深川地区	- 山田147、	仕恵合併協議会	の調整調査		
協議項目	24-12 各種福祉制度の関	双扱い	関	係 項 目			
		現		況			調整理由・課題
6 先進地事例							
篠	山市	西東京市		ਣੇ	ぬき市		
の福文は では できます できます できます できます できます できます できます できます	三当及び重度心身障害者(児) には、西紀町の例による。 該共済制度補助制度についてによる。 会利子補給制度については、 ら。 度については、その福祉制度 限的に機能する町の例による。 のいては、合併時に合計額を である。	福祉関係事務事業については、社会経変化、少子高齢化の進展、介護保険の導に対するを関への転換が必要向性を総定がある。また、一を踏まえ、今後の福祉施策の方る。また、対しながら調整するものとする。質と対し、スクラップ・民福祉の主に対しませる。	入い合一率と とこの とこし いる いる いる いる いる いる いる にと ある のの ののの ののの のののの ののののののののののののののののののの	国交 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	~89歳の者/100 以日 5手波の間では 5手がいては、 5手がいては、 5手がいては、 5手がいては、 5手がいては、 5手がいては、 5年がいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	t す 0 0 者のoは 時 の 統 国もひー る 0 円 福要。、 に 方 ー 県る隣ス の 円 ・等 正 止 に 図 基た館の コール・ の は に 図 基た館	
宗	像市	東 か が わ 市		I	山県市		
2 3 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 10 2 1	いては、 は、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、	各種福祉制度の取扱いについては、次の調整 国表には県等が定める制度について調整 国また方法を基準に、新市において調整 国また法を基準に対する。 2 準にでは、近年の地域では、地域では、地域では、地域では、大の地域では、大の地域では、大のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は整 スしっいの整 よ 引 よ の、し 運、 い 制し り 田 り 他現て 行新 は 度、 調 町 祝 の行実 事た は を実 整 の 金 事	2 3 (1 2 3) (1 2 3) (1 3) (2 3) (3 4) (4	助小別 者のの場合のでは、は、に、いっかののでは、は、に、のでは、は、に、のでは、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	こ) 重斎尹こ る事 は	